
平成20年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第5日)

平成20年9月25日(木曜日)

議事日程(第5号)

平成20年9月25日 午前10時開議

- 日程第1 議案第75号から議案第100号まで(委員長報告～表決)
日程第2 請願審査について(質疑、討論、表決)
日程第3 意見書案について(質疑、討論、表決)
日程第4 閉会中の継続審査並びに調査申出について
日程第5 議員の派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第75号 南丹市子育て支援条例の制定について (市長提出)
議案第76号 南丹市障害者支援施設条例の制定について (市長提出)
議案第77号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)
議案第78号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)
議案第79号 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理について (市長提出)
議案第80号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第81号 南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について (市長提出)
議案第82号 南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第83号 南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について (市長提出)
議案第84号 南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
議案第85号 南丹市営特定目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部改

- 正について (市長提出)
- 議案第86号 南丹市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部
改正について (市長提出)
- 議案第87号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第88号 南丹市道路路線の変更について (市長提出)
- 議案第89号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第90号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第91号 土地の無償譲渡について (市長提出)
- 議案第92号 平成20年度南丹市一般会計補正予算(第2号)
(市長提出)
- 議案第93号 平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) (市長提出)
- 議案第94号 平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第95号 平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第96号 平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第97号 平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第98号 平成20年度南丹市下水道特別会計補正予算(第1号)
(市長提出)
- 議案第99号 平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 議案第100号 平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第1号) (市長提出)
- 日程第4 閉会中の継続審査について
- 日程第5 議員の派遣について

出席議員(25名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 為 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 中 川 幸 朗	9番 小 中 昭
11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫	13番 矢 野 康 弘
14番 森 嘉 三	15番 仲 村 学	16番 外 田 誠

17番 中井 榮 樹	18番 西村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村田 憲 一	21番 松尾 武 治	22番 高橋 芳 治
23番 八木 眞	24番 村田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉田 繁 治		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝山 秀 良	課長 補 佐	森 雅 克
主 任	西田 紀 子	主 任	安木 裕一郎

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長 兼人事秘書課長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太久実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長 兼商工観光課長	西 岡 克 己
土木建築部長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼教育総務課長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

午前10時00分開議

○議長（吉田 繁治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより9月定例会を再開して本日の会議を開きます。

それでは、ただちに本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 議案第75号から議案第100号まで

○議長（吉田 繁治君） 日程第1「議案第75号から議案第100号まで」を一括して

議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

面村総務常任委員長。

○総務常任委員長（面村 則夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務常任委員会の委員長報告をいたします。

今定例会に付託を受けました議案9件につきましては、去る9月16日に委員会を開催し、それぞれの議案、慎重に審査を行いました。その結果を報告をいたします。

まず、議案第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。

今回、議員の報酬の支給方法を他の行政委員等々分離するなどの改正でございます。審査の中で議員報酬は、議員報酬審議会を設置すべきとの少数意見があり、表決の結果、賛成多数により可決をいたしました。

次に、議案第78号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備についてであります。

審議の中で、平成20年12月1日施行される新しい非営利法人制度の説明を受け、質疑を行いました。そのなかで市内の公益法人は財団法人が7団体、社団法人は3団体でございます。これらの法人は、5ヵ年以内に新制度への移行申請が必要となり、現在の団体は公益性50%基準により区別され、認定は京都府が行うとの答弁がございました。市として地域の状況や、その団体が不利にならないよう指導・助言すべきとの意見があり、表決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整備については、審査の結果、賛成全員で可決いたしました。

次に、議案第81号、南丹市スプリングスひよし条例の一部改正については、利用者の適正化を図るため、温浴施設及びプールの共通利用の個人・法人の利用料を改正されるものであります。

質疑において、会員数、会員の利用総数、利用料単価などを行いました。料金決定については、サービスの低下や会員の減少に結びつかないように、導入時期や利用料に十分配慮されたいとの意見があり、表決の結果、賛成多数で可決をいたしました。

次に、議案第87号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正及び議案第91号、土地の無償譲渡については、審査の結果、賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第92号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は人事異動に伴う人件費の組み換え、繰越金の決定、補助内示等に伴う事業費の組み換え等が主なものであります。各部局より詳細説明を受け、質疑を行いました。主な質疑として、9款消防費、防災施設整備事業の工事請負費6,400万の積

算ミスについて質問があり、遠隔装置の単価、中継局鉄塔の経費などの漏れがあったとの答弁がございました。当事業については設計を行った社団法人日本農業情報システム協会に対する責任、監督者としての責任について、今後の対応の結果について、当委員会に報告するとの答弁がございました。さらに訴訟事務、消防水利整備事業、小学校改築事業、耐震補強事業、減債基金の積み立て等の内容審査を行い、表決の結果、賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第96号、平成20年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第99号、平成20年度南丹市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、賛成全員で可決することに決定をいたしました。

以上、今定例会で総務常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果の報告といたします。

以上でございます。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、中井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（中井 榮樹君） 皆さん、おはようございます。

私は産業建設常任委員会の中井でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第79号、第85号、第86号、第88号、第89号、第90号、第92号、第97号、第98号の9議案について、委員会での審査報告をいたします。

議案第79号、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴う関係条例の整理についてであります。本委員会が担当する南丹市緑資源機構事業負担金徴収条例の一部改正については、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の施行に伴い、独立行政法人緑資源機構が廃止され、独立法人森林総合研究所がその業務の一部を継承することとなったため、それらが規定している関係条例の整理を行おうとするものであり、議案第79号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号、南丹市営特定目的住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第86号、南丹市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、去る3月議会において、議案第35号、市営住宅の設置及び管理に関する条例並びに議案第36号、市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例改正で承認済みのものであり、特定目的住宅ということで京都府と協議したなかで、今回、上程となった。内容は暴力団の入居資格をなくし、同居及び入居継承について認めないこと。また、明渡し請求ができるための改正を行うものであります。

議案第85号、議案第86号はいずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第88号、南丹市道路路線の変更について、議案第89号、南丹市道路路線の認定について、議案第90号、南丹市道路路線の認定についてであります。議案第88号、89号は園部町若森地内の市道向所線の関係であり、第88号は本梅川にかかる老朽橋りょうの撤去に伴い、2路線に分割され、市道向所線の起点を橋りょう撤去後の府

管理河川本梅川右岸とし、変更を行うものであり、第89号は従前の市道向所線の起点から橋りょう撤去後の国道372号までの残区間を市道向所支線として新たに認定するものであります。また、議案第90号は船岡地内の南丹市発達支援センターの開設に伴い、進入路として使用されている道路の市道認定が必要とされ、市道認定の手続きを行うものであります。

議案第88号、89号、90号のいずれも現地視察を行い、3議案ともに全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第92号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第2号）では、あまり目立った補正はありませんでしたが、審査質問では住宅管理費の空き家や修繕の説明があったが、入居予定は見込めるのかとの質問に、府営屋賀上団地については退去されれば、その都度、修繕をかけていく形で8月に募集をし、2件の応募があったところですよとの答弁でありました。

また、耕作放棄地の面積は確認できているのか、また、耕作放棄地の対応は、との質問に、面積は8月28日まで、22地区に分けて管理調査をした。現在、結果の取りまとめ中である。対応については、農地として活かす部分、回復が困難な部分、法的な面もあるので整理をしながら、今後、優良農地を確保していきたいとの答弁でありました。

次に、林業振興費の中で、丹波広域基幹林道建設事業負担金は、今年度分を入れて何%の進捗率かとの質問もあり、95.8%であるとの答弁でありました。

また、ふるさと共働動支援事業については、ふるさと共働組織を立ち上げた上でこのことだが、市が主体となって組織をつくるのか、また、条件が65歳以上の人が50%以上とのことだが、南丹市でそういう集落がどれぐらいあるのかとの質問には、主体はあくまでも集落である。市がバックアップをするということでありました。また、限界集落は園部1、日吉3、美山10の計14集落であります、との答弁でありました。

また、市場情報利用料について、具体的にどういったものに活用しようとするのか、また緊急支援は1戸あたりから見れば安いですが、どういう形で緊急支援をするのか、との質問に、市況情報の内容については、契約の相手方は社団法人全国生鮮食料品流通情報センターである。美山で金ラベル、銀ラベルといった実践農家があるのと、直売所・加工所がある。そこを皮切りに全市に広げていきたい。市場の情報はインターネットで見られる。そして、ハウスの資材関係では内容的に防虫ネット、日除スクリーン、除草シートが対象資材であります。単価については、そんなに高くない、との答弁でありました。

以上のような質問がありましたが、議案第92号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第2号）は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第97号、平成20年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ474万8,000円を増額し、総額をそれぞれ7億6,184万8,000円としようとするものであります。

審査の結果、議案97号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第98号、平成20年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ3,193万7,000円を増額し、総額をそれぞれ31億5,413万7,000円とするものであります。

これにつきましても審査の結果、議案第98号は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会に付託されました9議案に対する審査報告とさせていただきます。

議員の皆様方の深いご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） 改めまして、おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました議案第75号、76号、80号、82号、83号、84号、92号、93号、95号、100号は、去る9月18日、19日の両日に委員会を開催しまして審査をいたしました。請願については条例に関係のあるものについての審査は議案の中で、採択の表決は請願審査の中で個別に行いました。主な質疑内容を含めて、結果を報告いたします。

議案第75号、南丹市子育て条例の制定についての主な質疑は、3月議会の否決を受けたなかでの提案である。3月提案と一番違うところは、継続的な施策と言われているが、実施計画は3年スパンで、また、毎年ローリングで見直すと言っている。このような事業展開で継続的な子育て支援施策といえるのか。この質疑に対する答弁は、現在、提案している事業は、国なり、府なり、大きな改正がない限りは3年間は引き続き最低限確保していきたい。日本国民として、南丹市民として、国の制度が増えたから地元の支援を減らすのでは、国の施策の恩恵が受けられない。国の制度が充実したと喜んでいたら、地元の制度が減らされた。また、国の施策は所得制限がかかってくる。若者の定住への期待、特殊出生率を上げることも必要である。この質疑に対する答弁は、30万円を受け取る制度は魅力的であり、第3子を産む判断につながったと思う。児童手当は所得制限が緩和されたが、高額所得者は所得制限の対象となる。所得制限の対象者は3%である。

次に、市政懇談会では、ほぼ100%引き下げないでほしいという意見だった。このことを踏まえ、我々も検討する必要がある。下げる方だけ示し、充実する方は何も示されないでは市民は納得しない。この質疑に対する答弁は、この改正での市の事業分は削減になるのは事実であるが、いろいろな事業の展開と市長も市政懇談会で説明しているように、財政状況が一方の大きな柱と思う。条例で小立ちをして、新たな事業に取り組むが、具体的な事業は示しておりません。平成20年度の予算編成に、行政改革推進プロジェクト、行政評価審議会を立ち上げ、担当課でも事業精査をしていかなければならない。

次に、子どもを産んでほしい、一人でなく二人、三人産んでほしいという思いが祝金にあったと思うが、この質疑に対する答弁は、基本的には一人目、二人目も同じ金額でという考えですが、保育所では3子は90%に軽減、2子は50%に軽減している。給付だけでなく、軽減策で何か方策がないか精査をしているので、ご理解いただきたい。

次に、子育てを女性のみならずではなく、就労と子育ての両立が少子化子育て支援の基本となると言われている。また、市長答弁でも子育て支援を総合的に取り組むと言われているが、条例には示されていない。具体的には、少子化対策で欠かせられない事業者・学校の関わりなども示されていない。また、美山町・日吉町には幼稚園がないことから、保育所に就学前教育を任せているが、就学前教育についての文言、児童虐待、社会的擁護が必要な子どもたちへの支援対策も示されていない。この条例は事業としてあがっている子宝祝金支給事業・入学祝金事業のみで、総合的な子育て支援事業が示されていない。具体的な事業が決まっていなくても多様な働き方に対応できるような総合的な事業が示されていない。市長の提案説明に条例に沿っていない。子育て支援を一体的に取り組むと作られた子育て支援課も実態は異なる。この質疑に対する答弁は家庭と子育て、就労への支援はお子様を保育所に預かって、そのなかで夫婦の就労を支援するという形で取り組みをしている。今日の若い世代の就労形態を改善するということが重要だと認識している。現況でも教育委員会の幼児教育なり、就学前教育の連携は行っているが、幼・保一元化の問題等もある。一体化できないか、業務の内容を整理し、来年度に向けて取り組めないか、検証を続けている。各部局との連携も子育て支援課を中心にやっていきたい。

次に、南丹市は女性が働ける環境づくりが一番大切だと言われた。なぜ親の就労と子どもの育成の両立支援に関わる文言が条例に入れられなかったのか。説明では思いは述べている。市民の皆さんに分かるような条例でなければならない。健康な男性も女性も働く場所、安心して子育てをしながら働ける場所の確保が、一番重要なことである。条例で示されていない場合は、規則に委任することもできるが、条例の中に示されていないことが確認された。この質疑の対する答弁は、就労との両立という表現は条例では示されていないが、施策の中の一つで大きな柱と思っている。今後、21年度予算の編成に向けて、新たな事業展開等を3月議会に予算とともに提案したい。併せて条例の内容等も、さらに国なり、府の展開等も見極めながら改正する部分等があれば、その都度、検討する。反対、賛成それぞれの考え方が討論で示されましたが、省略をいたします。

議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定については、挙手多数で可決いたしました。

議案第76号、南丹市立障害者支援施設条例の制定については、挙手全員で可決いたしました。

議案第80号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、挙手全員で可決いたしました。

議案第 8 2 号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についての質疑では、説明員の説明は必要がないのに病院に行っているような説明であった。必要があるから病院に行っているにもかかわらず、4 回が多いから 2 回にしなさいと、市役所が判断できるのか。この質疑に対する答弁は、同じ病気で医者が来いとか、来なくていいとかではなく、すべてではないが本人が無料ということで何回も通院していた。

次の質疑で財政難の中で福祉の削減を進めたいと言われている。厳しい財政状況なら在職中の成果による特別職の退職金についての削減の議論をされたのか、また、特別職は削減の努力をされたのか。この質疑の対する答弁は、平成 2 0 年度の 4 月から市長の報酬が 1 0 %、副市長・教育長・参与が 6 % の削減を実施し、退職手当についても減額が見込まれる。

議案第 8 2 号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、挙手多数で可決いたしました。

次に、議案第 8 3 号、南丹市すこやか子育て医療助成条例の一部改正について、主な質疑は、負担金を 6 0 0 円増額すると年間でいくらになるか。質疑に対する答弁は財政効果は 8 0 0 万円となる。

南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正については、挙手多数で可決しました。

次に、議案第 8 4 号、南丹市老人医療費の支給に関する条例の一部改正については、挙手全員で可決いたしました。

議案第 9 2 号、平成 2 0 年度南丹市一般会計補正予算（第 2 号）についての主な質疑は、発達支援センターの進捗状況について問われまして、この質問に対する答弁は、川辺地区は市街化調整区域で川辺保育所から発達支援センターに用途の変更が伴う。審査中で許可がなければ着工できない状況だが、2 0 年度で改修を終える予定。改修工事は、内装工事が主な工事で工期は約 3 ヶ月となっている。

ファミリーサポート事業の概要についての質疑ですけれども、この質問に対する答弁はこの事業は基本的には旧町単位で進める。預かり側には一定の講習を受講していただき、預ける側と預かる側、そして、コーディネーターの 3 者による面接等で事業が進められる。通常は 1 時間 7 0 0 円が基本となり、おやつ・ガソリン代等は実費となる。預けたい人、1 人に対し、2 人から 3 人の預かり会員さんで急な場合にもサポートできる体制を考えている。

次に、保育士の不足が懸念されている。時給等の改善が必要と考えるが状況は、との質問に対しまして、有資格者の時給は 7 7 0 円、月給支給の場合のベースにもなっている。京都市の場合は 9 6 0 円と聞いている。臨時職員の補充には時給 7 7 0 円が条件となっている。人材的なことを含むと最低賃金も若干引き上げられたので、検討していかなければならないと考えている。

議案第 9 2 号、平成 2 0 年度南丹市一般会計補正予算（第 2 号）は、挙手全員で可決

しました。

次に、議案第93号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、挙手全員で可決しました。

議案第94号、平成20年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決しました。

議案第95号、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての主な質疑は、介護給付費準備基金積立金の総額と、どのような場合に取り崩すのか、また、保険料の減額があるのか。この質問に対する答弁は、準備基金は平成19年度末で1億1,800万円の残高で、今回の補正予算で400万円の積み立てをすると、20年度末には1億2,200万円となる。次期計画の中で全額取り崩し、保険料に反映する。

議案第95号、平成20年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決いたしました。

次に、議案第100号、平成20年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、挙手全員で可決いたしました。

次に、すこやか手当、出産・入学祝金、子どもの医療費助成、障害者医療費助成の存続を求める請願書については、挙手少数で不採択となりました。

南丹市はり・灸マッサージ施術費助成制度の存続を願う請願書についての審査内容は、園部町が保険適用外の施術を対象としてきた事業であるが、合併協議で3年間の条件で継続してきた事業である。本助成金は施術費の助成というよりも障がい者の自立支援としての果たす役割が大きい。3年間の経過の中で障がい者の自立支援の観点からも、今後の対応について検討する必要があるにもかかわらず放置していた。請願の趣旨を踏まえ、行政には今後の対応を検討する責務がある。

以上の趣旨で、南丹市はり・灸マッサージ施術費助成制度の存続を願う請願書は、全員の賛成で採択しました。

以上、長くなりましたけれども、厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（吉田 繁治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

通告に基づき、発言を許します。

2番、大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） それでは通告に基づきまして、質疑を行ってまいりたいと思います。求めるのは厚生常任委員長に対してでございます。

質問の内容につきましては、対象の議案につきましては議案第75号、子育て支援条例の制定について、そして、議案第82号、福祉医療の支給に関する条例の一部改正について、議案第83号、すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について、というこ

とであります。これにかかわって質問をいたします。これら子育て支援を中心とする審議の今までの経過と結果について、質問を行ってまいりたいというふうに思います。

それより質疑に先立ちまして、お断りをしておきたいというふうに思います。制度の仕組みの関係でこうなるんですけれども、今、先ほど厚生常任委員長の報告がございました。この質疑は昨日、報告がある前に出しております。ですから、先ほど報告の中で説明があった部分もあろうかというふうに存じますけれども、その点はお許しを願って、委員長の方で取捨選択をしていただけたらというふうに思います。私の方もできるだけ先ほどの報告を受けまして、できるだけ省いて省略していきたいと思っておりますけれども、その点あしからず、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

それでは、一つ目でございますけれども、当然、こうした市民生活に直接かかわりまします議案につきましては、市民の声というのが最も基本でございます。そこに意見をするというのが、当然の進め方だというふうに思います。そうしたことから、市長の提案理由の説明にも市民の皆様方の声を尊重したということで、提案理由の説明もありました。ところがですね、付託前の質疑を行いました。そのときも市民の声はどうであったのかと、その直前に行われた懇談会ではですね、すべてが、100%が存続をしてほしいという声ではなかったかと質疑をしたところでございます。その点も今回の委員会の中で多少論議されたようでございますけれども、賛成という声の削減・縮小が良いだろうという声の紹介は一つもなかったらと思うんですけれども、その辺りの状況をどう具体的に説明され、審議されてきたのかというところを、まず最初にお伺いしておきたいというふうに思います。そして、3月議会に、この議会で全会一致で否決されたものでございます。多少是正はされたとはいえ、今議会では今の報告によりますと、見直しとなったということでございますけれども、特に賛成された意見の中の委員の主張、そして、その理由ですね、今回、どうしてこういうことになったのかという声をね、どのような、そうした審議模様を聞かせていただけたらというふうに思います。

それと、もう一つは、これらの条例、今のこの条例案につきましては子育ての憲法といえる基本条例という説明がされております。ですけれども、削減・縮小にかかわってはですね、金額まで明記がされておりますけれども、一方、具体的な子育て支援策については抽象的なままで終わっております。今も委員長の方からありましたけれども、これから、全体的な施策の展開はこれからなんだというところでもありますけれども、踏み込んだ説明、そして、審議の状況を再度、お聞きしたいというふうに思います。

以上、ほかにも通告をしてたんですけれども、一応、報告の中で了解もいたしましたので、この3点について、お伺いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 答弁を求めます。

松尾厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（松尾 武治君） それでは大面議員さんの質問にお答えしたいと思います。

ます。

私も昨日、通告を受けまして、それから少しあまり寝ないで整理をして作りましたので、委員長報告と重なる部分があるというふうに思いますけれども、少し丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、子育て支援に関連する議案が白紙で提案されたということで、福祉医療・少子化に取り組む南丹市の姿勢は変わっていないというふうに考えております。市長の提案説明と議案の整合性、現金支給が物に変わったと、再び、また現金支給に変わったとか、少子化対策を的確に捉まえた条例になっているのかとか、そういうような観点で、私は委員会をしなければならぬというふうに思って、委員会をできるだけ、それぞれの委員さんが発言していただけるというようなことも含めて、二日間の日程をつくり、慎重に審査をまいりました。その内容につきまして、再度報告をさせていただきたいというふうに思います。少し答弁の内容を、少し忠実にお伝えしたいということで言葉の回しとか、そういう点で適切な表現になってないことがあると思いますけれども、お許しをいただきたいというふうに思っております。

まず1点目と2点目で通告されております質問につきまして、担当課の説明を求めました。委員の中から出されました市民の声っていうか、そういったものにつきましては、市民の多くの方は3月議会の否決を受けて、非常に安堵していた。また、京丹波町では1子5万円、2子10万円、3子20万円という例がある。国の制度が充実してきたからこそ、市独自の施策として、現行どおりの制度の維持をするべきではないか。なぜ、今回の提案の仕方が言葉では他のニーズに対応する子育て施策をやるんだという抽象的な提案になったのか。減額のことをこれだけ事細かに示されているのに、この部分をこう従事するとか、なぜ、そういう提案の仕方がされなかったのか。減額する代わりに、こちらはこうするというニュアンス的なことしか言っておられないけれども、このことが3月の否決の一つの大きな原因であったと思う。減額だけにして、ほかは提示されない。市民がこれで納得できると思われませんか。また、市政懇談会の資料を見ても、引き下げないでほしいとの意見は、ほぼ100%だったと思う。3月と違って、今回もこういう形で出されたという理由は下げ方だけ出して、何を充実させます、良くしますということは何も出てこない。こういったことで、市民に本当に納得いただけるのでしょうか。以上のような質疑が出ておりました。これに対して、次世代支援で住民の皆さんのアンケートを取った。南丹市のいい点というのは子育てしやすい環境が整っているという点も、もちろんあります。逆に子育て施策が不十分であるという、そういう両反面のアンケート結果が出ている。これも検証した。やはりそれをよく考えてみますと、いろんな施策の給付は行われていても、事業としての手厚さが不足しているのではないかと。子育ての相談支援であったり、いろんなそういったトータル的な少子化対策を含めたような事業であったり、不足しているんじゃないかという、そういう担当者同士の話し合いもしてきたと。今回はできるだけそういうことを含めて、議員の皆様からいろんな意

見をいただいておりますので、取り入れられるような内容も、今までそれぞれが知恵を出して絞って考えてきました。21年度に向けて、どれだけの予算が確保できるかわかりませんが、国の事業も手厚くなっておりますし、府の補助事業も子育て支援もいろいろな事業が出てきておりますので、国とのつながり、府とのつながり事業も十分に活用しながら、一般財源を抑えての事業が展開できるような、そういうような工夫も取り組んでいきたいというふうに思っていると。30万円の支給は第3子を産んでいただく判断材料にもつながっていたことも、確かにあると思う。一部、本音の説明もありましたけれども、3月とはまったく違った考えで、新たな提案をしたという説明でありました。また、ある委員からは行政改革の中で継続の意味を込めて、金額も今回、出されてきたと思う。福祉の減退・後退ではなしに、今の子育ての親のニーズをフォローした上での事業継続ということであげてこられたと思う。その辺についても、もうちょっと説明も必要やと思いますけれど、今回だから、3月で議論したことと、ちょっと今、ずれるような気もする。その辺だけでも、もう一度、3月のことを思い出していただいて、この事業、提案された事業がもっと継続のために、そして、子育てのために本当に大事な検討であることを、ちょっともう一度考え直し、質問を続けていただきたいと思います。

委員会審査の流れの中では市民の代弁や理事者の答弁のような意見も出ておりました。十分な審査をすることができ、答弁も質問の趣旨に沿った的確な答弁を促しながらではありましたが、一定の見解が求められたと考えております。

3、4の件につきましては、国等の関係についても質疑がございました。説明員による説明では、国の出産育児一時金が18年に30万円から35万円、また21年1月からは38万円に増額されておるといふ、この件は後ほど、閣議決定事項と説明がされております。状況を踏まえて総合的に検討させていただきまして、第1子の支給額につきましては継続させていただく。ただし、第2子、第3子につきましては、第1子の金額に統一した。国の児童手当が改正をされ、3歳未満は出生順位に関係なく1万円に拡大された。また支給年齢も小学校卒業まで拡大をされた。そういった状況を踏まえて、子育て手当については各1,000円ずつの減額をした。この点についても、質疑の内容は的確で、一定の説明が引き出せたと考えております。

施策の継続性についての質疑は、3月議会と一番違うところは継続的な施策という言葉が出てきたことで、継続的な子育て支援策という意味が聞きたいという質問がございまして、この質問に対しての説明は新市建設計画、南丹市の総合振興計画が10年のスパンで、実施計画のスパンが3年ということになっている。この3年計画につきましては毎年ローリングで実績評価をして、見直し等もあるかと思う。改めて委員から質問が出されました。継続ということを言いながら、毎年見直すという答弁がずれているので、改めて説明を求められた。説明では、今の実施計画の中のスパンでは見直しは3年間、そのまま引き続いて最低限確保していくという説明でありました。

以上の説明がありました。子育て関連で継続という言葉が行政が使うのに、たかだ

か3年なんかという意見もありましたが、今回の改正による給付が、3年間は確約されたこととなります。

5の件についての質問は、子育て支援条例は良い施策と考えていたが、内容を精査すると子育て全般について包括的に捉えた条例にはなっていない。欠けている点については委員長報告でもいたしましたので、改めて申しませんけれども、支給事業は要綱に委任するような部分も含め、必要以上に明確に示しているが、少子化対策には何が重要なのか、子育て支援には何が必要なのかという基本的なものが明確に示されていない点、拡充しなければならない視点が分かりにくいなど、条例の制定そのものは評価されましたが、課題について委員会では質疑が出ております。担当部局は他の市町村の例などから課題を的確に捉えております。このような事項を条例の段階で委任の項目をたてて、要綱等に委任をするという形が必要だということが、審議経過の中から見えてきておりました。質疑の内容については省略しますが、採決の前に、担当課が説明した文言を述べて、説明に代えさせていただきたいと思っております。

この条例の中で総合的に文言等抽象的に表現させていただいておりますけれども、この条例、3、4章の条例の中で各施策を推進していきたいと考えております。また今後、21年度予算の編成に向けまして、新たな展開等させていただいて、また、3月議会に予算の提案等もさせていただきたいというふうに思っております。それと併せまして、条例の内容等につきましても、さらに国なり、府の見解等も見極めながら、今後、改正する部分等がございましたら、また、その都度、検討してまいるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

明確な答弁ではありませんが、質問者が少数の委員からになりましたので、これ以上の議論を避けるのが適切ではないかと判断をいたしました。委員会の議論を通して、子育て支援関連施策の一元化が求められておりましたが、子育て支援課の一元化は来年度に向けて取り組めないか検証を続けると、一步前進した説明が得られたこと。就学前教育という重要な施策を美山・日吉町では保育所が肩代わりをしていることなどから、委員会の説明員には教育委員会の出席を求めたことなど、評価する点があったと考えております。

また、3月議会、9月議会で市の重点課題である少子化対策にかかわる課題について議論が交わしたことが、今後の市政運営に生かされるものと考えておりますが、先の二日間に及ぶ委員会での発言が一部の委員に偏ったことは、委員会運営上で大きな課題になったのではないかと懸念も加えて、大面議員の質問のお答えとさせていただきます。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 繁治君） 答弁が終わりました。

大面議員の質疑を終わります。

他に質疑はございませんか。

森議員。

○議員（4番 森 為次君） 暫時休憩いただけませんか。

○議長（吉田 繁治君） 賛成者、もう一度挙手してください。
(賛成者挙手)

○議長（吉田 繁治君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（吉田 繁治君） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず1番、仲絹枝議員。

○議員（1番 仲 絹枝君） 改めまして、こんにちは。

日本共産党・住民協働市会議員団の仲絹枝でございます。私は議員団を代表いたしまして、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、議案第81号、南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について、議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第83号、南丹市すこやか子育て医療助成条例の一部改正についての4議案に対して、反対の立場で討論を行います。

まず、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について及び議案第83号、南丹市すこやか子育て医療助成条例の一部改正についての三つの条例は、本年3月定例会で全会一致で否決されたものが、再提案されたものでございます。わずか半年前に全会一致で否決された条例を、中身を変えて提案しなおすということは、住民を不安にしたり、市政に関する不信につながらないかと危惧しております。3月に否決されたことで、多くの方から良かったと安堵の声を聞かせていただきました。また、否決された直後に高額な費用をかけて出産されたお母さんが、とても喜んでおられたことは記憶に新しいことでございます。7月から8月にかけて行われた市政懇談会においても、お孫さんが生まれたという方や子育て世代の方から、南丹市の子育て支援策の存続を求める声が出されてきました。若者に住んでいただくためにも子育て支援策は継続してほしい、直接市民に影響のある教育の施策は切り下げないでほしい、市の特別職が多すぎる、その財源を子育て支援策にまわせばよいなどの意見が出されてきました。この市政懇談会の中では厳しい財政状況を住民に説明することで、懇談会の目的は一定果たしたかもしれませんが、参加者の、なぜの声には十分な答弁はなかったように思います。財政が厳しいから住民は辛抱しろとでもいうのでしょうか。今回の提案に対し、市長あての要望書、議長あての請願書も出され、その署名の数とともに2,000筆を超えるものだと聞いております。厳しい社会情勢の中で経済的な理由で子育ての環境が整わないことで、子育てに不安を

抱いている方もおられるのではないのでしょうか。現行制度の存続を望んでいる2,000筆の重みをしっかりと受け止めたいと思います。

付託された厚生常任委員会において、今回の提案は子育て支援に関する条例を一つの条例にまとめ、3月提案の中身と比べると、祝金や手当の削減幅を緩やかにしており、継続的な支援ができるようにとの説明がありました。また、施行日を平成21年4月1日とし、今議会での提案は、来年度の予算編成に向けて条例改正する旨の説明もありました。審議の中で国の事業が手厚くなり、府の補助事業、子育て支援事業も出てきている。国・府の事業を十分活用しながら、一般財源を抑えて事業を展開していくと、新たな観点で提案したとの報告や説明がありました。私は、少子化が進むなかで若者に住んでもらう、子どもを産み育てる所を南丹市に決めてもらう、最後の決め手になる独自施策を後退させることはあってはならないと思います。南丹市全体の予算の中でわずか0.2%の事業を縮小することよりも、もっとほかに見直すべきことがあると思いますが、今議会での議案を見る限り、財政状況を全般的に見直した上での提案だとは考えにくいものがあります。

議案第83号、南丹市すこやか子育て医療費助成制度の一部改正については、対象者に幅をもたせてはいるものの、わずか800万円の財政効果をあげるために、新たな提案がされました。現行の制度で申請件数も増加傾向にあるという説明でしたが、現代社会における子育て世帯の経済状況が反映しているのではないかと思えてなりません。制度が周知し、全国に誇れる制度として注目を浴びてきたものに、受益者負担の考えを導入することが果たして子育て支援施策といえるのでしょうか。

議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、に関しては、窓口負担になれば受診を控え、医療費も抑制できるというような説明がありました。健康や生活を維持するために医療を必要としている障がいのある人が、今回の改正で窓口負担を受け止められず、混乱したり、経済的に必要な医療にかかれなくなるケースが出てこないかと心配されます。400万円の財政効果のための提案にしては、リスクが大きいと思います。

最後に、議案第81号、南丹市スプリングスひよし条例の一部改正については、スプリングスひよしの共通利用の部の個人会員の使用料を、3万6,750円以内を5万2,500円以内に、法人会員の使用料を、14万7,000円以内を21万円以内に値上げする提案となっております。付託された総務常任委員会の中で、利用者の7割近くが南丹市民であること、そのうち5割が日吉町在住の人が利用しているとの報告がありました。市民の健康増進のために、一定の役割を担ってきた施設であると考えます。今回の値上げの提案により、会員の減少につながっていくことも予想されます。使用料の設定は慎重に、住民の合意を得られるものでなければなりません。

以上、申し述べ、議員の皆さんの心ある判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、6番、末武徹議員。

○議員（6番 末武 徹君） 議席番号6番、丹政クラブ所属の末武でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして今議会に提案されました議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回、制定されようとする南丹市子育て支援条例は、子育てをめぐる様々な課題への対応と、子育て家庭への総合的かつ継続的な支援を強化していこうとする理念が盛り込まれておりまして、3月議会で提案された子育て関連条例の改正内容と比べ、抜本的に検討がなされておりまして、厚生常任委員会においても、担当部長等から子育て施策に対して熱意ある答弁をいただいたところでもあります。市が子育て施策に対して総合的に検討を加え、継続的な子育て支援に取り組まれようとする今回の条例制定につきましても、十分に理解するところであり、賛成の意を表するところでもあります。近年、地域での連帯感の希薄化、相互に助け合うといった部分が薄れるなかで、子育てに悩みをもつ親が孤立化をする傾向も出ております。地域全体で子育てを支援する仕組みをつくって、安心して子育てができる施策を実施し、南丹市内の子どもたちを、より健やかに育てていこうとする本条例の精神は、これまでの少子化対策や子育て支援から一步も二歩も前進した中身であり、評価するところでございます。3月議会においては、提案された条例改正の内容は財政難ばかりが全面に出ており、子育て支援策の理念がなかったように感じましたが、今回、提案された条例制定は出産祝金にしましても額は減りますが、国の制度が拡充されることを見越してのことでもあり、廃止ではなく、継続される内容は妥当なものと考えます。また、すこやか手当に代わる児童手当の支給につきましても、国の制度が拡充されたことにより、手当額の増額、支給対象年齢の引き上げ、そして、所得制限の大幅な緩和がなされており、市独自の支給額と合わせ、小学校6年生までの子を養育されている家庭が支援を受けます年間の額は、今までよりも高くなっております。また、居住要件を廃止し、多くの子育て家庭に支援を広げようとするなど、後退したものとは考えられません。厚生常任委員会ではこの条例の制定について、十分な時間をかけて審議をしたところではありますが、担当部長等からは、今後、この条例に盛り込まれている子育て支援の理念を施策化し、具体化に努めるとの力強い答弁を聞いたところでもあります。3月議会では感じられなかった子育て支援策に対する熱意のほどを感じ取ったところでもあります。聞き及びますと、最近、全国的に各地方自治体では、少子化対策として支給してきた出産祝金を見直し、廃止する動きが相次いでいると伺っております。主な理由としては財政難もありますが、真の出生率改善につながっていないとのこと。子育て関係者からも一時的な現金支給よりも、子育てのニーズにきめ細かく応えてもらえる施策を望みたい、との声があがっているとのことでもあります。過般、委員会審議の中で、福祉部長が報告されました少子化対策の先進県である福井県内、福井市でも、これまで出産祝金を出していたが、効果がないということから、今年度末で打ち切るようであります。

こうした状況を踏まえますと、やはり今回の子育て支援条例の制定は、時代の流れに合ったものと考えるところであります。一時的な支援から総合的、しかも継続的な支援に、つまり働く母親が安心して仕事が続けられるよう保育サービスをより充実させる。子育ての中で悩みや不安を抱える親たちへの、きめ細やかな相談体制の充実と心の支えづくり等々、子育てと仕事の両立支援を図る施策が重要と考えます。

今後は本市においてはこれまで以上に、乳幼児健診のより充実と、検診が受けられやすい条件整備、乳幼児から小学校入学前までの子どもたちの発達について、不安がっておられる親御さんに対する相談体制の充実と、これから予定をしておられます発達支援センターの早期整備と、その中身の充実。保育所へ入所するまでの幼児をもつ親御さんへの子育て教室等の開催とネットワークづくり。地域・子育てボランティア等を活用した地域での子育て支援ができる体制づくり。保育所での保育サービスのこれまで以上のより一層の充実。最後に、市内の小・中学校教育を今まで以上に充実をさせて、保護者をはじめ地域から信頼を今以上に得る公教育の推進等々、力を注いでいただき、条例に盛り込まれた理念が、この具現化に向けまして、精力的に施策化し、取り組んでいただくことに期待を申し述べ、賛成討論といたします。

議員諸侯の懸命なご判断をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、11番、川勝儀昭議員。

○議員（11番 川勝 儀昭君） 活緑クラブ、川勝儀昭でございます。

私は、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案83号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定についてであります。今議会に提出された修正案は、市長不信任とも言える3月議会においての全会一致の否決を受けたなかでの再提案であります。厚生常任委員会でのその内容によりますと、子育て関連施策において、出産祝金は第1子5万円、第2子10万円、第3子30万円の現行施策がすべて5万円に減額され、すこやか手当は第1子3,000円が2,000円に、第2子4,000円が3,000円に、第3子6,000円が5,000円にそれぞれ減額されます。入学祝金においても小学校入学時5万円が3万円に、中学校入学時5万円が4万円に減額変更される内容であります。

また、今回の提案理由の説明においては、まず第1に財政難であり、持続可能な施策として実施するため切り下げることです。第2には新たな子育てニーズに対応するための、新たな事業展開が必要なため切り下げることです。第3には、国の子育て支援が充実したから現行施策を切り下げること等です。

3月提案否決、6月には現行どおりの補正予算、そして、今回、新たな修正案と困惑しておられるのは市民そのものであります。3月提案の財政的な内容は子育て関連施策において、約4,400万円の削減でありました。今回の提案は約3,000万円の削減

であります。市長不信任とも言える全会一致の否決という重みを、市長自ら真摯に受け止める必要があると考えます。200億を超える南丹市一般会計予算において、全会一致の否決の結果が約1,400万円の修正であります。持続可能な施策といえども、3年先しか見ていないとの委員会説明でありました。子育て支援策とは10年から20年と、長い目で考えなければ、その結果も出てこないわけであります。事実、長年取り組まれてきた旧園部町においては、事実、その実績が顕著に表れております。3月議会の否決は、それぞれの議員が住民の立場に立った採決の結果であります。現行の施策は南丹市が全国に誇れる事業であります。新たな事業展開が必要であるなら、新たな財源を確保する必要があると考えます。また、今回、提案されております条例の内容は、削減内容は詳細に金額まで明記されておりますが、新たな事業展開にはまったく具体性のない内容であります。また、南丹市においても共働き家庭は多く、国の子育てにおける重点施策であります、親の就労と子ども育成の両立とも合致しがたい提案内容であります。また第3の提案理由においては、国の施策が充実したからであります、国の支援が増額されたのであれば、その国の恩恵を受けるのは、国民である南丹市民であるはずであります。国が増額したから、市の支援を切り下げるのであれば、結果的にその恩恵を南丹市が受けることともなります。逆を言えば、国の施策の上乗せがなければ、今回の提案はなかったのでしょうか。疑問に感じるところであります。南丹市は各地で区画整理事業が実施されております。南丹市のまちづくりは始まったばかりであります。近隣の市町村に負けない施策でまちづくりを進めなければなりません。南丹市で生まれ育った若者が、この南丹市で定住し、他の市町村からも若者夫婦が移住していただけるまちづくりが必要であります。そのためにも南丹市独自の充実した施策が必要であり、安心して子育てができ、安心して2人、3人と子どもが産める環境づくりが必要であります。市の将来を担ってくれる子どもたちが1人でも多く、この地で誕生して、そして充実した子育て支援と少子化対策により一人っ子でなく、2人、3人と特殊出生率も上げていかなければなりません。地域ぐるみの子育て等の新たな取り組みも必要であります。居住要件の見直しも、一定評価いたします。しかし、南丹市に在住の子育て家庭においては大きな支援の切り下げとなるわけであります。議員各位もそれぞれの立場で採決に臨まれると思われませんが、今回の提案が、もし3月議会に提案されていたのならば賛成をされていたのでしょうか。住民の方々の思いを受け、住民の立場になって、精一杯議員として努力してまいりますと訴え、私も当選をさせていただきました。先日来、行政懇談会が各地で開催されましたが、多くの住民の方々から子育て支援は切り下げないでほしい、との意見が多く出されておりました。子育て支援を切り下げて、他の事業に取り組んでほしいとの意見など一つもなかったわけであります。多く出されたこの意見こそが住民の生の意見であり、切実な思いであります。住民本意の思いと、3月議会で反対をした私の議員としてのゆるぎない信念を通したく思い、議案第75号の反対討論いたします。

続きまして、議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正につきまして、同じく反対の立場で討論をいたします。

今回の改正内容は身体障がい者3級及び4級の方々、療育手帳Bの交付を受けた方々、精神障がい者手帳の交付を受けた方々の市独自の福祉医療費の支給について、通院にかかる給付を受けた場合にかかり、現在まで無料給付をしておったわけではありますが、1日につき300円の自己負担をお願いするものでありますが、常任委員会の提案理由の説明によりますと、これも当然のことながら、財政難であると。そして、同じく持続可能な施策であるため、条例改正をする。もう1点、障がい者の方々が必要以上に病院にかかっておられる。この2点が主な提案理由であります。

財政難であるため、福祉を切り下げる。じゃあ、いったい年間予算、財政効果どれだけあるんですか。その質問に対しましては年間400万円であります。年間400万円の予算が流用等で組めないわけでありましょうか。また、障がい者の方々が必要以上に病院にかかっておられる方がいらっしゃると。そのために1日300円のご負担をいただく。その方々を必要以上に病院に行かないように、助長するために300円を負担していただくんだという説明でありましたが、これはまさしく一部の方々のために、障がい者の方々全員をご負担をいただく。これはおかしな話であります。そして、何名の方が、そして、必要以上にとはどのような必要以上に。これは担当課に聞きますと、はっきりした数字はありません。もしも、必要以上に病院にかかっておられるという方がるのであれば、当然、市としてその方々に指導するべきであります。そして、答弁の中には、この施策は障がいに起因する箇所以外でも支給をしているんだという話もありました。たとえば、手が不自由な方が風邪をひかれて病院に行かれる。それも出してるんですよ。当然のことです。福祉に対する考え方が、南丹市としての福祉に対する考え方が、私は間違っているんじゃないかなと、このように思います。障害者の方々は、たとえ1日300円としても働きたくても働けない、健常者と同じように、ずっと病院に行くにも行けない方がたくさんいらっしゃるんです。そのなかで、先ほども申し上げましたが220億を超える南丹市の予算の中で、福祉に対する400万円を削らなくてはいけないんでしょうか。一部の方々のために、真面目に病院に行っておられる方まで300円をとらなあかんのでしょうか。こんな思いもありまして、議案82号の反対討論といたします。

続きまして、議案第83号、南丹市すこやか子育て医療費助成条例の一部改正についても、反対の立場で討論をいたします。

小学校・中学校の義務教育に引き続き、高校の進学率というものは非常に高い現代であります。そして、200円のご負担を800円に引き上げるという条例改正案でございますが、この600円という根拠も、まったく具体性がないわけでありまして、常任委員会の説明によりますと。そして、各公立高校においても、それぞれが特色ある教育を進め、新たな科の設置が進められ、通学圏も口丹波だけに限らず、広域であります。通

学費もかかり、そして、経済的な負担も大きい年代であります。近い将来のこの南丹市を担っていただく子どもたちの子育て支援の一環として行われてきました現行施策が、私は妥当であると考え、今回の800円に増額される案に対しては、反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、8番、中川幸朗議員。

中川議員。

○議員（8番 中川 幸朗君） 議席番号8番、南風会の中川幸朗でございます。

議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

先の3月議会において、財政状況が厳しいとして子育て支援策を見直す条例改正案が唐突に提案がされました。見直し額が多く、また、条例改正の理由説明も十分になされなかったため、やむなく全会一致で否決がされました。今回、提案された条例案は少子化対策としての子育て支援にかかる市や市民、市民団体の取り組み、子育て支援をしていく仕組みづくりなどの基本的方針を定めるとともに、一時的現金支給の制度から総合的な子育て支援制度として、保育ニーズに応えるとともに、子育てすこやかセンターやファミリーサポートセンター事業等の充実を図り、子育てを女性だけに押付けるのではなく、家族で支え合い、地域全体で支え育むという観点に立ち、継続的にすべての分野にわたって総合的な子育て支援施策を展開し、強化していく制度への条例改正となっています。子育て支援制度見直しにかかる1人あたりの支給額は、市の制度としての減額はありますが国の制度の充実が図られ、0歳から13歳までの総額では第1子では27万円、第2子では22万円、第3子では2万円の増額となっています。市の厳しい財政状況を考えるとき、今回の改正については一定の理解をしたいと考えております。また、3年間の居住要件を廃止し、南丹市民となったときから制度が適用されることとなり、本市への転居者の増加も期待でき、評価をするところであります。本市では子育て支援策として、そのほかに保育料を2人目には半額に、3人目には90%の減額の措置をとっています。また、通学バスの援助等の施策も実施がされております。今後、子育て支援としての就労保障の取り組みとして、保育料の一層の減額措置の実施、一時預かり保育・延長保育の充実、病児保育の実施を、また、経済支援の取り組みとして通学費保護者負担の減額、自転車通学援助、制服購入援助等の充実を図っていただくよう提言をいたしたいと思います。また、この機会に先の提言と併せて、少子化対策として未婚者出会い事業、新婚世帯への家賃補助、通勤補助、在宅子育て支援、企業の育児支援体制等の実施をし、子育て支援施策の充実と併せて、総合的少子化対策も実を結ぶようお願いをしておきたいと思います。今後においても事業の目的や効果について、市民への十分な説明責任を果たすとともに、目標値等を設定し、数字等のデータにより十分検証をし、より一層効果が上がるように、また、各部局にわたる具体的な計画とその実施を要望し、賛成討論いたします。

○議長（吉田 繁治君） 続きまして、20番、村田憲一議員。

○議員（20番 村田 憲一君） 議席番号20番、南風会所属の村田憲一でございます。

私は、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど来、皆さんは具体的な数字をあげていろいろおっしゃいましたが、私はそういうことはございませんが、賛成をさせていただきます。3月議会に反対討論に立って反対しておきながら、その舌の根も乾かぬ先に賛成討論とは何事やというようなお方もおられるかもしれませんが、3月議会のときには私は金額の面から見ても見直しが大き過ぎると申しあげましたし、また、施行の時期についても早急すぎると申しました。しかし、本年の8月に、先ほどからもございますように、全市18会場で開かれました市政懇談会の席で、市長は市民の皆さんに財政の厳しさも十分説明され、ある程度は市民の方々に理解をされたものと思います。市民の人々も、なかなか賛成とは言われなくても袖は振れないということでもあります。ある程度の理解を示して、皆さんは賛成をしていただけるのではないかとこのように思っております。そのなかで個人的に申しましたも、たった6ヵ月だけで、また金額も、先ほども申したように2,941万円の削減ではないかと、そのくらいの見直しで賛成をされるのかということもありません。しかし、私たちの会派では管外視察を実施したり、それなりに勉強会を開き、将来の南丹市を担う子どもたちの育成と、それらを支える若者の定住の促進と充実に向けて、総合的な子育て支援の施策を前向きに取り組んでいるところであります。南丹市の市長をはじめ副市長、部課長にいたる方々も、これらを重点施策と心得て、取り組んでいただいていることが、今回は十分伺えるのであります。ちなみに先日の厚生常任委員会の席で、皆さんも傍聴をされた方もおられましたが、そのとき、部長の答弁を聞かせていただき、ただの急場しのぎではなく、南丹市の少子化対策をどう考え、どのように対処していくかと、思いがひしひしと伝わってまいりました。そのなかで具体的な考えも垣間見ることができました。3月議会では全会一致で反対いたし、成立には至りませんでした。今回の提案は一部の居住要件の緩和をはじめ、財政面から見ても、これから先、南丹市を思うとき、南丹市民の皆で住み良い、いつまでも永住がしたいと思えるまちづくりとともに力を合わせて進めるべきときではないでしょうか。前回、3月の討論でも先ほども申したとおり、中庸の心で政策を実現したいものです。そうするために、ともに頑張りたいと思っております。先ほども申したとおり、今回の条例案を出されてから、市長部局も、先ほども申したとおり、本気でやらなくてはというように思っており、緊迫感と真剣さが、皆の感じから十分受け取れるところであります。その辺も十分加味をして賛成討論といたしたところ。皆さんのご賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

以上です。

○議長（吉田 繁治君） 続いて、5番、川勝眞一議員。

○議員（5番 川勝 眞一君） 議席番号5番、丹政クラブ、川勝眞一です。

議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。通告にしがいまして、討論いたします。

南丹市総合振興計画の中であげておられる、安心して子育てのできるまちを目指す基本計画と財政状況の厳しいなかでも、5年後、10年後、そして、将来の南丹市を担う子どもたちのために多くの負担を残すことのないように、南丹市子育て支援条例の制定が提案されたと思います。子宝祝金では一律5万円で、すこやか手当では支給対象者が5歳まで、就学は第1子2,000円、第2子3,000円、第3子以上が5,000円と、従来よりも各1,000円安くなり、入学金では小学校・中学校とも5万円が小学校3万円、中学校が4万円となりましたが、どの支援制度も居住要件はなくなりました。南丹市子育て制度見直し後は、1年間の一人あたりの支給額は国の支給制度を受けられる人で、第1子が27万円増え、第2子では22万増え、また、第3子では2万円増えます。そうしたなか、平成20年度3月定例会で可決された発達支援センターの改修事業や地域子育て支援センター事業、ファミリーサポート事業で相談や支援活動を行う施設を開設される。私はこのような施設が本当の意味で必要と思い、高く評価できるものであります。こういった施設が近くにあれば、悩み事や子どもを一時預けることができ、最近起きた母親による福岡の児童トイレ殺害事件や、千葉の死体遺棄事件は起きなかった可能性があると思います。悩み事や心配事は一時的な金銭では解決できないと思います。私は、私たちの子どもの頃は農繁期の忙しい時期は、地域の人たちが託児所を開設され、多くの子どもたちが安心・安全にお世話になりました。立場の弱い人は本当の光が当たるようにしていただきたい。相談所や、できれば各学校単位で放課後児童クラブの設置や、それに近い施設を増やし、両親や家族が安心して働けるように、また、補正予算では亀岡小学校、美山中学校、八木中央幼稚園などの耐震補強工事設計委託など、ハード面、ソフト面でも安心して子育てのできるまちづくりを、佐々木市長は推進されていることも評価したい。一つ、市長に期待することは、財政の厳しいなか市民サービスの低下させることなく、一層の市政の発展と市民の福祉の向上が図られることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（吉田 繁治君） ほかに、特に討論ございませんか。

22番、高橋芳治議員。

○議員（22番 高橋 芳治君） 活緑クラブの高橋芳治でございます。

通告はしておりませんが、議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

私は、議案第75号、南丹市子育て支援条例の制定について、議案第82号、南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について、第83号、南丹市すこやか子育て医療助成条例の一部改正について、この3議案について反対討論をいたします。

このたびの子育て支援施策は3月に提案された議案と、今実施されている施策の中をとったような案であります。3月に提案された支援策は、25名の全議員によって否決

され、提出議案が全議員によって否決されることは前代未聞のことであり、提出理事者の姿勢が問われるところでもあります。国においては最重要な施策とされ、今後、一層の充実が目指されるところでもあります。南丹市の先駆ける施策を自信をもって継続することにより、大きな主体的施策の一つとして、歴史的に位置づけられると考えます。何十億といったケーブルテレビ工事や、これからも何億といった投資を必要とする中心市街地開発に比べ、4,000万円の将来的施策を削減されるのか、誰も理解できないところでもあります。子育て全体施策の条例に未練がないと考え、反対討論いたします。

終わります。

○議長（吉田 繁治君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田 繁治君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、議案第75号から議案第100号までのうち、議案第75号、議案第77号、議案第81号、議案第82号及び議案第83号の5議案を除く条例の制定等21件を一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号を起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（吉田 繁治君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長の報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

はっきりしてください。

（起立全員）

○議長（吉田 繁治君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 請願審査について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第2「請願審査について」を議題といたします。

厚生常任委員会の請願審査結果の報告は、お手元配布の文書表のとおりであります。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 討論なしと認め、以上で、討論を終結いたします。

これより順次採決をいたします。

まず、「すこやか手当、出産・入学祝金、子どもの医療費助成、障害者医療費助成の存続を求める請願」に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案について採決をいたします。

原案のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(吉田 繁治君) 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

次に、「南丹市はり・灸マッサージ施術費助成制度の存続を願う請願」に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり、採択することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本請願は採択することに決しました。

日程第3 意見書案について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第3「意見書案」を議題といたします。

お手元に配布のとおり、議案は1件であります。

事務局長に件名を朗読いたさせます。

○事務局長(勝山 秀良君) 件名を朗読いたします。

地方の道路整備に必要な財源確保に関する意見書案。

以上でございます。

○議長(吉田 繁治君) ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思
います。

この際、特に質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、「地方の道路整備に必要な財源確保に関する意見書(案)」を起立により
採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(吉田 繁治君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

日程第4 閉会中の継続審査並びに調査申出について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第4「閉会中の継続審査並びに調査申出について」
を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元の配布の文書のとおり、閉会中の継続審査
並びに調査の申出があります。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申出のとおり、取り計らう
ことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認め、さよう決めます。

日程第5 議員の派遣について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第5「議員の派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、お手元に配布のとおり、京都市議会議長会の定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認め、さよう決めます。

○議長(吉田 繁治君) 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成20年第3回南丹市議会9月定例会を閉会といたします。

ご苦労さんでした。

午後0時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉田繁治

南丹市議会議員 高野美好

南丹市議会議員 中井榮樹